

関西労働者安全センター

2010. 4.10発行〈通巻第400号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



- 関西労働者安全センター第30回総会に結集しよう！…………… 2
- はつりじん肺訴訟の原告にきく その5 …………… 4
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その3 古川和子 …………… 8
- アスベスト報道ダイジェスト 2010年3月…………… 11
- 韓国からのニュース …………… 12
- 前線から(ニュース) …………… 18
アスベスト対策の見直しを！石綿救済法施行から4年 東京

関西労働者安全センター 第30回総会に結集しよう!

◆5月15日(土) 午後1時30分～3時45分

◇エル大阪11階 連合大阪大会議室

◆記念講演

「泉南アスベスト～この闘いにかける想い
国家賠償裁判判決を前にして」
柚岡一禎さん(泉南地域の石綿被害と市民の会代表)

会員、購読者ほかの皆様に対しまして、日頃の当安全センターへのご支援・ご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

さて、本年度定期総会を上記の通り開催いたします。

あの「クボタショック」から5年がたちました。

「クボタショック」の直後に自民党支配の中で立てられた極めて不十分な石綿対策。

政権交代を経て今、抜本の見直し時期となりました。また、国と企業の責任を明らかにし、かつ、被害者救済を求める裁判も多く取り組まれるようになりました。

しかし、いまなお、埋もれた被害は多く、発生する被害も後を絶たず、しっかりとした継続的な運動が不可欠な状況です。



泉南アスベスト訴訟結審2009年11月11日 先頭は柚岡一禎さん

また、昨年度後半から、当センターが最重要課題のひとつとして位置づける「建設現場における『はつりじん肺』の企業責任を明らかにする裁判」(はつりじん肺裁判)を開始し、本年度は裁判闘争が本格化、支援体制の強化を図っていかねばなりません。

はつりじん肺訴訟原告にきく その5

労働者を使い捨てにしてきた建設業界の責任を問う、はつりじん肺訴訟。第一回裁判では、その実態を3人の原告が陳述しました。機関誌でもすべての原告にその一端を語ってもらいます。このインタビューも12人目です。今回も沖縄出身の2人の原告を紹介します。

■小橋川三郎さん

プロフィール：

1949年5月25日生まれ。沖縄県出身。じん肺管理区分管理3口。



小橋川三郎さん

●栗国島の話

—はつり原告団インタビューもいよいよラスト2回です。今回は小橋川さんにお願いしました。

あんまりしゃべるのは得意やないんやけどな。酒がちょっとあれば…。

—沖縄の男性はそんな感じの人が多そうですね。小橋川さんは沖縄のどちらでしたか。

栗国の出身です。

—先日まで栗国に帰ってらっしゃいましたね。

5年ぶりか、もっとね。昔はもっとよう帰ったんですけど。おじい、おばあがおる頃は、祝い事で帰る。亡くなったときは葬式で

帰らないかんし。

—栗国島にはどうやって行くんですか？

交通が不便ですわ、向こうは。沖縄まで行くでしょ、そこから飛行機をチャーターするんです。船なら2時間だけど、出航時間が決まってるから。葬式の時間に合わせるとしたら、飛行機を借りないといかん。

—飛行機チャーターとは豪勢ですね。

6万かそこらですよ。キップは売ってないですよ。乗ったら20分くらいですけど、飛ぶかどうかわからんからね。一緒に行く人見つけて飛行場で飛んでくれる飛行機を探さないといけない。

—私も一度行ってみたいです。

それなら船で行ったらいいよ。でも冬は波で揺れてえらいことになる。この前帰った時は船酔いで吐いた。

—旧正月はどんなお祭りをするんですか。

旧の晦日は、部落の各家を踊って歩くんですよ。サンシン弾いて。それで、明けて2日かな、また昼前から部落を踊って歩いて。田舎は庭が広いから、中に入って行って、玄関の前で踊る。

—小橋川さんも踊りを？

いやいや、踊る人はきまっとる。でも祝儀もやらないかんし。あれも衣装代や太鼓代もかかるから。たいがい、3000円くらい出すかな。あと、たいがいこの時期は雨ですわ。田舎で一番寒い時期です。次は再来年帰ろうと思っているけど、裁判でどうなるか…。

●はつりをはじめた経緯

—ところで小橋川さんがはつり屋さんになったのは？

昭和37年くらいじゃなかったかな。21歳くらいのときだったと思う。

—最初からはつり屋さんに？

いや、最初は運送屋で働いていた。助手だった。18歳くらいで大阪に出てきて。

—栗国島の方を頼って大阪に来られたのですか？

いや、従兄がはつり屋をやっていたので。よく従兄のところに入りをしておったからね。

—なぜ運送屋を辞めたのですか？

人づきあいも面倒くさかったし、嫌気がさしてきて。

—従兄は親方をされていたということですが、歳が離れていたんですか。

20代の頃から親方をしとったんじゃないか？もう亡くなったけれど。そのまた兄貴も一緒にはつり屋をやっていて、やっぱりじん肺で亡くなって。

—小橋川さん自身のご兄弟もたくさんいらっしゃるじゃいますよね？

みんな近所に住んでる。本庄のあたりは栗国部落って有名よ。

—何人かの親方の下で仕事をしていますね。

辞めるというより、仕事が暇なときに別の組の応援に行つて、そのままずっとその組におるような感じだから。別の組に移つたあとでも前の組から頼まれたら逆に応援に行くからよ。親方同士が親戚だったり、栗国の出身だったりでつながっていて。

—まじめな人が多いから、使う方も助かったでしょう。

酒を飲んで仕事に行けなくなったとかたまにあるけど、みんな仕事はまじめにするよ。

●じん肺になって

—ずいぶん長い期間はつり屋をしています。が、じん肺罹患はいつですか？

「じん肺あるんと違うか？」と言われたことがあるくらい。10年以上前やったやろか。他の病気で37くらいと、46くらいのとき。それぞれ50日くらい入院した。

—その間の仕事は？

収入なしよ。親戚から借りて入院費用にした。生命保険には入っていたから、少しは助かった。

—会社の健康保険などは？

なかった。そんなもの親方が入ってくれなかったけど、親方によっては入院で1日8000円出る簡易保険に入ってくれていた。最後に胸の血管が裂けてまったく仕事ができなくなって、労災の申請をしたんよ。あんなことなかったら、今でも仕事をしたいくらいだけ。

—現在の体調はどうですか。

管理3の口でしょ。きついのはきつい。ちょっとでも走ったら息切れするし、階段も上れない。最近は頭が痛くて、今度病院で診てもらわないといかん。だから裁判も保つか…。

—次回は意見陳述もお願いしたいと思いますので、また一緒に頑張りましょう。

■知念清二郎さん

プロフィール：

1934年11月25日生まれ。沖縄県出身。じん肺管理区分管理3口。

—裁判所に初めて入った感想は？

いやあ、ドキッとしたよ。はじめてやから、あんなとこ入るの。

—裁判報道への反響はありました？

親戚が多くて、みんな「テレビで見た」と言ってくる。裁判のことは話していなかったし、マスクしてわからんようにしていたのに。

—御親戚は大阪にいらっしゃるのですか。

北区の本庄にな。こっちに越してくるときに親戚のところにお世話になった。結婚して出るまで下宿しとった。

—もともとどちらの出身でしたか。

那覇。1959年に大阪に出てきた。

—沖縄では何をされていたのですか。

進駐軍の雑役みたいなことをしていたよ。ペンキ塗りとか。進駐軍の仕事なんてあまりよいことなかったから、こっちに来た。

—給料は？

沖縄ははっきり言って少なかったよなあ。—大阪に来てすぐにはつり工になったのですか。

いや、最初は会社勤めやった。それで結婚して2年くらいかな、あまり景気がよくなって、それやったらアルバイトをしてこようってことになって。

—やっぱりアルバイトからですか。

会社を辞める前に始めてね、こいつだったらいけるかな、と思って辞めたんです。

—どんなところが良かったのでしょうか。

日当かなあ。なんぼやったか、忘れてしまったけど。会社よりずっとよかった。

—しかし長い間はつりをしていましたね。

やっぱり金の方やね。辞めたとしても次があったらいいけど、仕事のない間、遊んでいるのが怖かった。仕事を替えよう、という気はあるんだけど、行き先がないんですわ。別の会社がね。そしたらずるずるとはつりをやっていくことになる…。

—ご家族も抱えていると好きに辞めることができないでしょうね。

子供ができたから、仕事がないと焦るんや。

●はつり現場とじん肺

—ところではつり屋は一か所だけですか？



知念清二郎さん

そんなことないよ。応援でよく別の組の仕事に出るから。

—現場は大阪ばかりではないですね。

神戸の方まで行ったこともある。そうよけなないけど。朝、朝礼に間に合わせて行こうと思うと一生懸命行かないと。車を運転してたから、一緒に現場に行く相棒にも迷惑がかかる。

—村本建設の現場が多いですが、一番印象に残っている現場はどこですか？

大阪の南の方にある鍼灸の学校か、商大か。商大は関係する会社なんかも全部行った。

—じん肺について

途中からじん肺になっている、と言われた。それまではじん肺のことは何もわからなかった。そんな話も出てなかった。

—体調はどうでしたか？

現役のときは何も気にならなかった。ただ手ぬぐいとかマスクで口のまわりを覆うくらいで。

—マスクを付け始めた最初の現場を覚えていますか？

じん肺とかマスクとか、だいぶ遅かったと思うな。じん肺なんか聞いたこともなかった。

—親方や元請からの注意は？

何もなかった。

—じん肺になったあとも働いていますが、しんどくなかったですか？

当時はそんなにしんどくなかった。しんどくなって松浦診療所に行くようになって、煙草もそのと

きに止めた。

—今はどうでしょうか。

今はなんでもゆっくり、ゆっくりやるから。でも咳が出始めるとしんどい。しばらく止まらんからね。それで仁丹をいつも持つてる。

—耳も悪くなっていますね。

マンホールのピットみたいなどころに入り込んで作業をしたんだけど、音が耳に響いて作業が終わったあとも耳鳴りが止まらない。そんなところを何か所もしているうちにこうなった。

—今後の裁判を通して村本建設の責任を明らかにしていきましょう。



連載 それぞれのアスベスト禍 その3

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

船員とアスベスト

「周囲を海に囲まれている日本では、生活に必要なあらゆる物資が船によって輸送されており、海運が経済活動にとって欠くことのできない重要な基幹産業となっています」。ある海上技術学校ホームページに書かれているように、わが国において船舶関係者は相当数存在しているだろう。それに従って、近年では船員のアスベスト被害も深刻さを増してきている。

関西労働者安全センターのホームページに「事務局ブログ」が開設された。事務所内

で「ブログが…」という会話を小耳に挟んでいたがさして気に留める事も無かった。しかしある時ふと見た片岡さんの「根性ドラマ」ともいうべきブログ記事に私は衝撃を受けた。それはTさんという被害者の救済手続きに必要な資料を求めて、比叡山延暦寺に行った事が記されていた。

石綿曝露の被害を証明するには、遙かな時空を超えての探索が必要になる事も多々ある。この事案もそのひとつだった。そしてこの記事を読んだ私は、心の中にわだかまっていたある考えが吹っ切れたような気がした。それはMさんという82歳の元漁船船員の労災申請に係わる聞き取り調査だっ

た。本人が高齢なうえに元同僚もいない。船員手帳も殆ど残っていない。大手の船会社ならば「乗船履歴」が発行されるが、小さな港町の漁船では船主は既に他界していたりして、乗船を証明する術もない。Mさんは何年も前から胸の苦しさを訴えていたが今年1月、松浦診療所にかかって初めて「石綿肺」の診断がくださった。更には「びまん性胸膜肥厚」もかなり酷い事が



99t 級網船 乗員 15-16 人

判明した。すぐに在宅酸素が準備された。Mさんは兵庫県香住町の出身で若い時から漁船に乗っていた。戦時中は漁船に魚ではなくて物資を載せ、海外まで運んでいたそうだ。Mさんの人生の全ては船と漁業だったといっても過言ではないだろう。後年お連れ合いを亡くして、大阪に住んでいた息子さん家族と同居することになったのだ。



遙か昔の話を聞く為には元同僚証言の聞き取りを行うのだが、様々なケースが有る。同じ船に乗船していた同僚に会い、具体的な職場状況の聞き取りを得る事が出来ればラッキーだ。しかし漁船の様に小さな船の場合は難しい。今回も「船主の息子さん」という事でAさんに会いに行った。「機関部にいたMさんの仕事内容をどこまで聞けるか？」という一抹の不安を抱えて、郵船OBの真田さんはじめ3名で香住町に向かった。

現在は大阪市内に居住している方でも、昔の職歴調査が必要になると遠方まで出かける事もある。少しでも実りある調査結果を期待し過ぎると、頭でばかり考えて行動が遅くなる事もある。まさにその様な時に片岡さんのブログを読んだ。片岡さんがTさんの為に一筋の手掛かりを求めて、比叡山延暦寺まで行った行動は私に初心を思い出させてくれた。1人の被害者の為に全力で取り組む姿勢こそが、クボタショックを生み、アスベスト公害の大きな渦を巻き起こしたのだ。

山陰の素朴な港町、香住で出会った元同

パイプ接合部を覆う石綿布

僚は、Mさんと同じ船に乗ってはいなかったが6隻の船団を組んで長年操業していた事が解った。そしてMさんがかつて乗っていたのと同じトン数の船の機関室に入れて貰う事が出来た。狭くて垂直な階段を、手すりにつかまりながら慎重に足を運んだ。手に持っているカメラがゴツゴツとそこらに当たっている。予想していた以上に狭い機関室は窓も無く(当たり前だが)、密閉された状態だ。この様な場所で火災が発生すれば逃げ場は無い。当然の如くに高温に耐えられる断熱材が大量に被覆・使用されている。しかし石綿断熱材などが劣化して空気中に舞えば、何時までも機関室の中に留まっているだろう。船のトン数によりエンジンの大きさや数は変わるが、機関室は基本的には同じ状況だと聞いた。その積み重ねの中で、日常的に曝露している実態が良く理解できた。日本は四方を海に囲まれた漁業の国だ。漁船と、それに乗っていた船員の数は計り知れない程多い。「船員のアスベスト問題」と一言でまとめてしまっていた自分の

未熟さを反省させられた。今まで係わってきた船員アスベスト問題は氷山の一角なのだと思えてきた。

今年から船員保険の労災申請手続きは労働基準監督署と全国健康保険協会が行うことになった。石綿曝露した状況に寄って担当部署が分かれる。H 22 年 1 月 1 日以後の曝露者は労働基準監督署が担当するが、それ以前の曝露者である M さんは全国健康保険協会船員保険部が担当する事になった。「全国健康保険協会には船員保険協議会が設

置され、船舶所有者及び被保険者の意見を反映した、効率的で、公正・透明・健全な制度運営が行われます。」と平成 21 年 10 月付けで社会保険庁がホームページに記載しているが、昨年来から申請中の事案についても早期認定を期待したいものだ。

日本海側の山々にはまだ桜が残っていた。そしてこの日は、M さんの証言者探しという以上の大きな収穫を得て、私達は帰路に就いた。

明日をください



アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B 5 版 108 ページ 定価 1575 円 (送料別)

今井 明 写真・文

アスベスト公害と患者・家族の記録

『明日をください』

明日への思いをつなぐフォトドキュメント

横須賀からクボタまで

アスベスト問題は終わらない

石綿健康被害救済新法が施行されても

クボタ・ショックから一年

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

アスベスト報道ダイジェスト 2010年3月

3/5 大阪府内の近鉄線高架下の建物に入る文具店の男性店長が中皮腫で死亡したのは、内壁の吹き付けアスベスト対策を怠ったためとして、遺族が建物を所有する近鉄などに約7300万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であった。近鉄に約5000万円の支払いを命じた1審大阪地裁判決を変更、過失割合を見直し賠償額を約6000万円に増額した。昭和45年ごろに石綿の有害性が一般的に認識されていたとする1審の判断をほぼ踏襲、石綿使用は建物の欠陥に当たるとした上で、「建築業や不動産業でない原告側に、危険への認識や対策を期待することは困難だった」との判断を示した。

石綿健康被害救済法の救済対象疾患を検討していた中央環境審議会の小委員会は、一定の条件を満たす石綿肺とびまん性胸膜肥厚を対象に加える答申案を大筋で了承した。政府は5月にも政令を改正し、対象疾患に追加する見通し。石綿肺とびまん性胸膜肥厚は労災保険では適用対象だが、同法の対象外で労災保険に未加入の個人事業主らは救済される手段がなかった。答申案によると、石綿肺は著しい呼吸機能障害をきたしている場合を対象とする。石綿を扱った職歴が明らかでなくても、大量に吸入したことを示す資料などで総合的に評価するとし、工場近隣に住む石綿肺患者も救済可能になる。びまん性胸膜肥厚は職歴の確認が必要となる。

中皮腫によって今年1月に62歳で死亡した男性が、かつて、アスベストを吹き付けるなどの作業に2週間携わったことが原因として労災認定されていたことが分かった。2週間という短期間の作業で認定されるのは珍しい。男性は大学在学中の69年8月、神戸市内で2週間、鉄道車両の内面に石綿を吹き付けるなどの短期アルバイトに携わった。卒業後は出版社に勤務し石綿とは無関係で、石綿工場近くに居住したこともなかった。07年4月に悪性胸膜中皮腫と診断され、08年12月に神戸西労働基準監督署に労災を申請。昨年10月、認定された。

3/6 アスベストで健康被害を受けた患者や遺族らが、東京都内で原告団結成総会を開き、163人が国や建材メーカー46社に1人当たり3850万円の賠償を求め4月に東京、横浜両地裁に提訴する方針を決めた。08年5月の1次提訴に次ぐ、首都圏の元建設現場労働者による集団提訴。原告総数は375人になる。新たに提訴するのは東京、埼玉、千葉、神奈川の患者95人と死亡した68人の遺族。訴訟で原告側は「電気工や配管工などとして長年勤務し、粉じんを吸い込んで中皮腫や肺がんを患った」と主張。(1)国際労働機関が石綿粉じんと肺がんなどの関連を指摘した72年の時点で、国はアスベストの製造・使用を禁止すべきだった(2)メーカーは危険性を知りつつ利益を優先し、アスベストを含む建材を提供し続けたと訴え

る。

3/17 厚生労働省は病院などの建物へのアスベスト使用実態を追跡調査し、石綿暴露の恐れがあったのに、これまで未把握だった27病院が新たに判明したと発表した。うち多くは既に措置済みで危険性はない。厚労省は2008年、1996年以前に建てられた約7500病院を対象に調査。さらに追跡調査を行い、昨年3月には暴露の恐れがあるのは75病院に上ると発表していた。今回調査の時点で暴露の恐れが残っているのは、新たに判明したのも合わせ53病院となった。

3/19 環境省はアスベスト関連工場があった全国7地域について、過去に居住した経験のある人にまでさかのぼって規模を広げ、約8800人を対象に新年度から5年間継続の健康調査を行う。問診や検診のほか保健指導も行い、工場周辺住民らの中・長期的な健康管理法を探る。同省の「石綿の健康影響検討会」で表明した。対象地域は、兵庫県尼崎市▽佐賀県鳥栖市▽横浜市鶴見区▽岐阜県羽島市▽奈良県▽北九州市門司区▽大阪府泉南地域など。従来は現在の居住者約2800人(06-08年度実績)を単年度ごとに調査してきた。新年度からの調査では、関連の所見や石綿にさらされた経歴によって、肺がんや中皮腫などの発症状況を比較し、健康管理に役立てる。

大和郡山市は、市立昭和小の教室などに、基準の最大16倍のアスベストを含む建材が使われていたと発表した。空気中の濃度への影響は少なく、市は「健康被害はない」としている。25日~4月5日に除去工事をする。市教委総務課によると、石綿は今年1月の調査で、特別・普通教室棟の教室、図書室、廊下など計30カ所を確認。天井の吹き付け材から、基準値(0.1%)を超える1.1%~1.6%のクリソタイトを検出。空気中の繊維数は基準値を下回り、通常の大気と同程度だった。05年の調査では検出されず、検査機器の精度向上が原因とみている。

3/26 アスベストの荷役作業で労災認定された労働者への企業上乗せ補償を求め、全国の港湾労働者約3万人が、2時間の時限ストライキをした。大阪市港区の大阪港では、午前8時半からの集会に約500人が参加。「今後も労災認定者は増える。企業による上乗せ補償制度を早く確立してほしい」と声を上げた。



韓国からのニュース

■「塵肺症で免疫が弱ってかかった肝臓癌・肺炎も業務上災害」

20年間余り塵肺症を病んで免疫力が弱まり、肝臓癌・肺炎にかかって死亡したとすれば、業務上災害という最高裁の判決が出た。

ター補償法律事務所は3日、「イ・某(死亡当時57才)氏の遺族が提起した遺族手当など不支給処分取り消し上告審で、最高裁から勝訴の確定判決を受けた」と話した。

イ氏は67年から20年余り炭鉱で働いて塵肺症にかかり、以後に免疫力が弱まって肝臓癌が発病した。闘病生活をしてきたイ氏は2007年1月、肺炎による呼吸困難などで死亡した。

遺族は勤労福祉公団に遺族手当の支給を請求したが、公団はイ氏の死亡原因を末期肝臓癌と判断し、業務上災害と認定しなかった。遺族はソウル行政裁判所に、遺族手当など不支給処分取り消し訴訟を提起したが、敗訴した。しかし高等裁判所と最高裁は「業務と疾病の間に相当な関係があると推測・判断される場合にも、業務上災害を立証したと見なければならぬ」と判示した。

遺族を代理したイ・ジョンフン弁護士は「イ氏の死亡原因が、塵肺症による免疫力の低下によって、肺炎・肝臓癌などの疾患が急速に悪化したものと認められ、業務上災害であるという判決を受けた」と説明した。

今回の判決は業務上疾病と既存の疾患が合わさって死亡に影響を与えた場合、業務

上災害としての認定基準と立証責任を緩和したという意味を持つ。ムンウン労務法人の労災代表労務士は「塵肺患者の場合、これ迄は肝臓癌・胃癌・心臓疾患などの既存疾患が、塵肺合併症と同時に死亡原因に影響を及ぼした場合でも、業務上の災害と認められない事例が多かった」とし、「今回の判決で勤労福祉公団の産業災害判定基準が緩和され、多くの塵肺患者が産災保険の恩恵を受けられると思われる」と話した。2010年3月4日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■非正規職の雇用不安ストレスがもたらした死

非正規労働者に最も大きなストレスは、何と言っても雇用不安であろう。これによるストレスは労働者に疾病を呼び起こし、はなはだしくは死に繋がることもある。非正規職の期間制限の延長論議で騒々しかった昨年夏、裁判所は「過労と解雇に対する不安によるストレスと、睡眠不足による死亡は業務上災害」という、意味ある判決を出した。

■過労・ストレスに苦しめられる非正規職

ユン・某(当時28才)氏は2001年、韓国電力の全南支社のある支店に非正規職として入社し、配電課で仕事をした。ユン氏が主として担当した業務は、新しい配電情報システムに竣工図面と配電工事の設備資料を

1. 本報自創刊以來，承蒙各界人士之愛護，業務蒸蒸日上，深感榮幸。茲為擴大服務範圍，特在各地設立分社，以便讀者隨時隨地均可訂閱。凡欲訂閱者，請逕向各分社洽購，手續簡便，價格公道。本報內容豐富，報導詳實，為各界人士必備之良伴。歡迎各界人士踴躍訂閱，共同支持本報之發展。如有任何疑問，請隨時與本報總社聯繫。電話：XXXX-XXXX。地址：XXXX路XXXX號。本報總社啟。

「業務過大に伴う肉体的・精神的過労と、解雇に対する不安感と、これによるストレスと睡眠不足によってユン氏はてんかんを起こし、それによって死亡に至ったということであるから、ユン氏の死亡は業務と相当因果関係にあるとみるのが相当である」。

2010年3月15日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■『既往症寄与度』概念を導入した業務上災害の一部承認

民事上の損害賠償制度は、業務の災害発生寄与度を一定の比率で算定して損害賠償額を決める。しかし産業災害補償制度は、過失責任の原則と過失相殺の理論を適用せず、単純に業務上災害発生の可否だけを判断して補償の有無を決める。すなわち、業務と事故、あるいは業務と疾病発生の中に、相当因果関係があるかどうかによって、業務上災害と認定したり、反対に認めないという極端な選択をすることになる。これに関して、ソウル高裁が業務上疾病に伴う追加傷病申請不承認事件で、既存の疾病経験である既往症寄与度概念を導入して、勤労福祉公団の不承認処分の一部を取り消す判決を出した。

■労災事件での既往症寄与度概念を導入する試み

ソウル高裁は今回の判決で、民事上の損害賠償制度での既往症寄与度概念を、業務と疾病の間の相当因果関係が求められる産業災害補償制度に導入できない理由がないと説明した。判決文で、既往症寄与度概念の導入について、産災補償制度の生活保障的

性格に照らして適切でないという批判はありえるが、勤労基準法上の災害補償制度や産災補償制度が生活保障的性格を持つのは、法律に特別な規定がない限り、過失責任の原則と過失相殺の理論が適用されないと言うところであって、因果関係がない部分まで補償しようとするところにあるとは言えず、こうした批判は妥当とは言えないとした。更にソウル高裁はこの間の実務の傾向を見れば、業務が疾病発生に寄与した程度が50%以上の場合には相当因果関係を認め、50%未満の場合にはこれを否定するケースが多かったが、こうした実務傾向によると、極端に言って業務寄与度が51%の場合には業務上災害が認められて多くの恩恵を受けることになるが、その寄与度が49%の場合には業務上災害が認められず何の恩恵も受けられないという、非常に不合理で不公平な結果を招くと指摘した。したがって既往症寄与度概念を導入し、適切に運営することによって、このような不合理や不公平は相当部分解消されると強調した。

ソウル高裁は更に、△既往症寄与度概念を導入することによって、多数の産業災害事件を、調整・勧告等によって簡易・速かに解決できる利点があること、△外形上は一つの行政処分だと言っても、可分性があつたり、その処分の一部が特定できるなら、その一部だけの取り消しが可能であり、産災補償保険法上の各種手当は結局金銭で支給するものだから可分的といえ、産災不承認処分については、その業務に起因した部分に限って取り消しが可能だということなどを、既往症寄与度概念導入の論拠として提

示した。

■最初の傷病が追加の傷病の原因に寄与すれば、寄与比率分だけ産災として認定

本件の原告は2007年に酸素触媒剤の原液を作る会社に入社し、午前8時から明け方2時まで一日18時間働いた。原告は業務中に突然目に痛みを感じて、勤労福祉公団から療養承認を受けた。その後重症のうつ病に苦しめられ、最初の傷病を原因に追加の傷病を申請したが、うつ病は最初の疾病との相当因果関係を認定できないという理由で、申請は棄却された。原告は訴訟を起したが、1審で敗訴し、2審(ソウル高裁)で一部勝訴した。

ソウル高裁は『業務上疾病の治療過程で右側視神経の障害が発生し、視力低下、眼球の痛み、これによる睡眠不足と不安感、絶望感と過労、ストレスなどが、うつ病エピソードの発病または悪化に30%程度寄与したという点などに照らして、本件追加傷病は相当部分は原告の既存疾患または個人的なせい弱性などに起因したものだが、その一部は本件の最初の傷病とその治療過程が原因となって発生したもので、本件の最初の傷病とその治療過程が寄与した比率は1/4程度と見るべきで、したがって追加傷病不承認処分の内1/4部分を取り消す』と判決した。

■柔軟な災害認定基準拡大確立必要

筆者の実務的な経験では、2008年の産業災害補償法改正(業務上災害認定基準の法制化、業務上疾病に関する疾病判定委員会制度の導入など)以後、災害発生に対する形式的で誠意のない審査によって産災認定率が持続的に低下し、再療養と療養延期申請が

ますます難しくなっている。こういう状況で、本判決は形式化された災害認定基準をより柔軟に解釈し、業務と災害の因果関係を厳格に判断せず、業務的要素と個人的要素を比率的に算定し、災害に対して業務によって起因した部分だけを産災補償と認定する契機を作ったものである。この様な判断基準は、被災労働者に対する実質的な公正補償という産業災害補償法の目的に符合する。今回のソウル高裁の判断要旨が、大法院の最終判決によって定着するかは未知数だが、その合理性に照らしてそうなるように期待する。勤労福祉公団も、今回の判決内容を産災認定基準に積極的に反映し、承認と不承認の極端な選択のための審査でない、柔軟性ある審査基準を確立するように努力しなければならない。勤労福祉公団の存立根拠の一つが、労働者への適正な産災補償の恩恵の付与という点からも、より一層そうである。2010年3月31日 毎日労働ニュース 編集部

■労働部の安全保健機能の地方委譲で論争広がる／労働界－国会、協調の動き表面化

地方分権促進委員会(委員長イ・スクチャ)が、労働部の主要な安全保健機能を地方に委譲することを決め、反対の世論が広がっている。労働界が共同対応をするかに関心が集まっている。

30日、韓国労総と民主労総によれば、両労総は労働部の安全保健機能の地方委譲に対して反対の立場を表明する共同記者会見と、討論会を開催する方策を協議している。韓国労総はこの日、労働部に安全保健機能の

地方委譲決定に対する立場と、議論過程の公開を要請する公文書を発送した。韓国労総は26日、地方分権委に安全保健機能を地方に委譲することを決めた理由を公開せよという要請も行った。

地方分権委は先月10日、18次会議で安全保健に関する7機能25事務を地方に委譲することを決めた。今月11日、大統領の裁可まで済んだ状態だ。地方委譲が確定した機能は、じん肺に関する作業の環境測定の代行・安全認証、安全保健、事業主の監督、有害物質の製造・許可など、安全保健に関する労働部の核心機能である。懸案の重要性に比べて、労働界がこれを認識するのが遅れたが、対応は素早かった。両労総は国会環境労働委員会所属の議員たちにも、共同対応に参加するように要請した。

労働健康連帯はこの日声明を出し、「(地方委譲決定は)、実現の可能性も薄く、制度化された場合は副作用だけを産む労働行政改編案」で、「十分な労使の意見収斂もなく決めた地方分権委の改編案は、源泉無効」と批判した。民主労総も声明を出し、「地方分権委が密室で合意した決定をイ・ミョンバク大統領が決裁することによって、労働者の健康がより一層深刻な危険に曝されることになった」と大統領の謝罪を求めた。

一方、労働部が国際労働機構(ILO)協約に違反する論議を強行しても、産業安全保健法改正案を出すのかどうかも関心事として浮び上がっている。ILO協約155条・187条によると、国が労災予防のための安全保健政策を樹立・施行する場合、労使団体と協議しなければならない。しかし地方分権委が安

全保健機能の地方委譲を決める過程で、労使の意見は反映されなかった。2010年3月31日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■「すべての建設労働者の石綿検診を義務化せよ」

建設労働者の石綿疾患予防のために、労使政が一同に集まって知恵を絞った。

建設産業連盟とホン・ヒドク民主労働党議員は30日、国会議員会館で『建設労働者石綿疾患実態と管理方案討論会』を開催した。この日の討論会では、建設労働者の石綿疾患予防制度を作る様々な提案が出された。

基調発表者のユン・ガヌ緑色病院産業医学課長は「建設労働者の石綿被害最小化のために、建設労働者に特殊健康診断を拡大し、石綿関連疾患を早期に予防して体系的な診断を行わなければならない」と話した。このために石綿地図を作成し、退職労働者に石綿健康管理手帳を交付しなければならないと話した。ユン課長は「国内の建設労働者の石綿曝露の実態資料はほとんどないのが実情で、2003年まで建設現場は屋外事業場に分類されて作業環境評価の対象から除外されたため、有害物質曝露記録が足りない」。「建設労働者と労組が主体となって取り組むべきだ」と話した。続いて「建設労働者の石綿問題は、これから全社会的に深刻な問題として注目されるだろう」と心配した。

討論に参加したチョン・サング・ヨス地域建設労組企画局長は、石綿疾患を理由に、事業主が雇用を忌避できないようにする法規

制が必要だと提案した。

シム・キュボム建設産業研究院研究委員は、産業レベルで、すべての建設労働者に石綿健康診断を含む基礎安全教育を義務化しなければならないと提案した。移動が頻繁な建設労働者の特性を反映して、産業レベルの一括した基礎安全教育が必要ということだ。このために『建設勤労者産業安全基金』（仮称）を準備し、財源の一部を労災予防基金から一定金額を出資し、一部は産業安全保健管理費から徴収する方策も提示した。下請け構造と非正規職という特性のために、経歴証明が容易ではない特性を勘案して退職共済制度の適用範囲を拡大し、すべての建設労働者の経歴が管理できるようにしなければならないという意見も出された。

キム・クンソン大韓建設協会技術安全室長は、石綿解体工事に関する安全基準作りを求めた。「今は石綿資材は使わないため建設労働者は石綿に曝露しないが、石綿除去労働者はそうではない」とし、「安全基準がないため、事業主が単価の策定に混乱をきたしている」と指摘した。続いて「環境部と労働部などに多元化されている石綿管理主体を、単一化しなければならない」とも付け加えた。

これに関して、チョン・ジンウ労働部勤労者健康保護課長は「特殊健康診断制度がすべての建設日雇い労働者に適用されるようにし、建設労働者の石綿曝露実態に対する専門的な調査を実施する」と話した。2010年3月31日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■白血病で闘病中の三星労働者が死亡

三星半導体工場で働いて白血病に罹り、闘病中だったパク・チヨン(女・24)氏が31日の午前、終に亡くなった。パク氏は2005年三星の半導体工場に入社し、2007年に白血病の診断を受けた。病院治療を受けて好転しそうだったが、昨年9月に突然再発して抗癌治療を受けていた。

パク氏は白血病に罹ったという事実を知って半導体工場の労働者の噂を調べた結果、他の21人も白血病やリンパ腫で闘病中だったり、すでに死亡したという事実を知ることになった。その後、パク氏は2007年から『半導体労働者の健康と人権守り』で、白血病を産災と認めさせるために、三星と闘ってきた。

『半導体労働者の健康と人権守り』と一緒に活動するイ・チョンラン労務士は、三星は偶然個人的に起きたことだとか、労災と認定されないという立場だったが、パク氏の病状が悪化すると「労災申請をしないなら、家も直し、治療費も全部出す」と懐柔したと主張した。また、「三星はパク・チヨン氏の両親に治療費も出し、病気見舞いにくる度に挨拶をし、親密な交際を重ねて『半導体労働者の健康と人権守り』との連絡がうまくできないようにした」と主張した。

三星側はパク氏が亡くなる1日前の30日、5人の三星の関係者が病院でパク氏の状況を見守っており、それらは「なにしに来たのか」という質問に「特に言うことはない」と、言葉を飲み込んだ。2010年3月31日 民衆の声 ヒョン・ソクフン記者

(翻訳：中村 猛)

前線から

アスベスト対策の全面見直しを！

石綿救済法施行から4年

東京

石綿救済法の制定から4年が経過した3月26日、新宿駅西口で宣伝行動が行われた。更に翌27日には「アスベスト対策の全面見直しを求める3・27大集会」が、日本教育会館一ツ橋ホールで行われた。宣伝行動には参加者120名が、新宿駅を通行中の人々にチラシとティッシュペーパーを

配った。街宣車の上では、泉南国賠訴訟原告の方をはじめとして、患者と家族の会尼崎支部の矢木さんと関西支部の原さん達患者本人がマイクを持ち、声を大にして新法改正を訴えた。27日午前中は石綿対策全国連絡会議の第22回総会、午後からは「アスベスト対策の全面見直しを求める3・27

大集会」が行われた。この集会には全国から700名が参加し、恒例になっているアスベストマスターズ（東京土建の関係者によるバンド）の「奪われる命が切なくて、仲間と共に闘います・・・」という熱唱からスタートした。

6月末がくれば「クボタショック」から5年だ。今年の2月26日、韓国でも石綿救済法が成立した。日本から発信したアスベスト公害は止まることなく世界中を駆け巡っている。



3月の新聞記事から

- 3/1 政府は例年自殺する人が最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、うつの兆候の睡眠不足の自覚を促すキャンペーンを始めた。自殺対策担当の福島瑞穂消費者行政担当相らが東京都港区のJR新橋駅前、チラシ入りのティッシュを配った。
- 3/2 過労で寝たきりになったとして、ファミリーレストランの支配人だった鹿児島県鹿屋市の男性と両親が、店を経営する「康正産業」に損害賠償などを求めた訴訟で、同社が計約2億4000万円を支払い、謝罪することで裁判外の和解が成立した。鹿児島地裁は2月16日、「安全配慮義務違反は明らか」として、約1億8700万円の賠償と未払い残業代約730万円の支払いを命じる判決を言い渡した。和解金は判決とほぼ同額。和解は2月27日付。
- 3/8 2006年6月に新任2カ月で自殺した東京都新宿区立小学校の女性教員について、地方公務員災害補償基金の東京都支部審査会が公務災害と認めていたことが分かった。学校側の支援を「不十分だった」と指摘、強度の精神的ストレスが重なったと判断した。同審査会の裁決書などによると、教員は06年4月に赴任し、2年生の担任となった。学年が1クラスで、相談できる同僚もいなかった。複数の保護者が出した要望の対応に追われた上、校長から「保護者の信頼を失っている」などと言われ、強度の精神的ストレスが重なり6月に自殺した。08年9月、都支部は「公務は著しく過重とまではいえない」として公務外災害と認定。教員の両親が不服として審査請求していた。
- 3/11 2000年に自殺したNEC部長が、労災と認めず遺族補償年金を不支給とした三田労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は「自殺は過労によるうつ病が原因」として処分を取り消した。裁判長は判決理由で「月100時間を超える時間外労働に加え、達成困難なノルマ、中心的な役割の部下の異動などで強い心理的負荷があった」と指摘。うつ病の発症や自殺が、業務によるものと認めた。ソフトウェア開発を担当していた部長は、長時間労働が続いて00年1月ごろにうつ病を発症、同2月に自宅近くのビルから飛び降り自殺した。妻は労災遺族補償年金を請求したが、03年に退けられていた。
- 3/15 2002年にぜんそくの発作で死亡した大手食品メーカーの男性係長の妻が、労災と認めず遺族補償年金を不支給とした川口労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は、「業務の過重性がぜんそくの悪化に大きく影響し、死亡したと推認できる」として処分を取り消した。男性は1998年9月に埼玉県川口市の東京事業所に異動し、99年7月から係長、02年7月ぜんそく発作による心臓停止で死亡した。
- 派遣先の上司からセクハラを受け、精神疾患になったとして労災を申請したが棄却された北海道内の女性が、棄却処分の取り消しを求めた訴訟の第1回口頭弁論が東京地裁で開かれた。女性は派遣先の上司から繰り返しセクハラを受け、誘いを拒否すると嫌がらせを受けるなどしたため、退職。通院で再就職ができず、07年に労災を申請したが不認定となった。女性は道労働局へ不服を申し立て、セクハラ行為は認定されたが棄却。労

働保険審査会に再審査請求した。労災認定基準で、心理的負荷の強度が最も高い「3」へと修正されたが、「発病前に相談窓口へ訴えていない」などとして棄却された。

- 3/22 「みえ労災職業病センター」の結成総会が津市桜橋の県教育文化会館で開かれた。労働組合のユニオンみえが中心で、約10年前に準備会を設立。近年労災に関する相談が増加していることもあり、活動を本格化させようとセンターを発足させた。総会には、関係者約30人が出席。横田代表は「労災と認定されないうつや過労など『見えない労災』が行政に認められるよう、手助けをしていきたい」とあいさつ。全国労働安全衛生センター連絡会議の古谷事務局長が記念講演した。
- 3/25 職場の定期健康診断で異常値が出た際の「有所見率」を改善し、過労死の予防につなげようと、厚生労働省は各都道府県の労働局長に通知した。今回の通知を受け、都道府県労働局では、脳血管疾患・虚血性心疾患に関する主な検査項目や全体の検査項目の有所見率が全国平均より高い事業所に対し、保健指導や健康教育などを計画的に行うよう重点的に周知・啓発する。
- 3/26 北海道の炭鉱で働き、じん肺になった患者らが国に損害賠償を求めた北海道新石炭じん肺訴訟で、原告のうち国が時効による損害賠償請求権の消滅を主張した患者や遺族15人の判決が札幌地裁であり、裁判長は時効を認めず国に賠償を命じた。15人の提訴は08年4月以降。炭鉱じん肺で国の賠償責任が確定した04年4月の筑豊じん肺訴訟最高裁判決から4年以上経過しており、時効の起算点が争点。原告側は「時効が進むのは、弁護士らと相談し、訴えれば救済対象になり得ると知った時からだ」とした。

「大阪過労死問題連絡会」が、国や事業主の責務を明確にした「過重労働対策基本法案」を独自にまとめ、26日に大阪市内で開く総会で提言する。法案は根本原因である過重労働に法規制をかける狙いがあり、連絡会は賛同する国会議員を募って立法化を目指す。法案では、過労死・過労自殺を招く過重労働を「長時間にわたる労働や、心理的負荷を過度に蓄積させる労働」と定義。国が総合対策を策定し、事業主が協力することをそれぞれ責務としている。

- 3/29 堺市の市立中学の女性教師が自殺したのは生徒の暴力など過酷な勤務が原因として、夫が地方公務員災害補償基金に公務外災害とする認定処分の取り消しを求めた訴訟の判決が大阪地裁であった。裁判長は公務災害を認め、処分を取り消した。女性教師は76年、大阪府教委に採用され、96年からこの中学に勤務。2年生の学級担任だった97年6月、うつ病と診断され、同11月入院して休職。通院治療中の98年10月、自殺した。
- 3/30 自殺対策に取り組む内閣府と厚生労働省は、自殺の傾向分析結果をまとめ、公表した。月曜日や毎月1日と月末、3月に自殺する人が多い傾向が鮮明になった。配偶者と別れた無職の人は自殺リスクが激増することも判明した。内閣府と厚生労働省は、警察庁が提供した昨年の自殺統計と2004～08年の人口動態統計を分析。市町村単位の自殺実態が分かり、自治体の対策づくりに活用してほしいと呼び掛けている。